2017.4　rev1

# 軽井沢町で看板を出すときのきまり

軽井沢町環境課

# 屋外広告物条例特別規制地域区分図

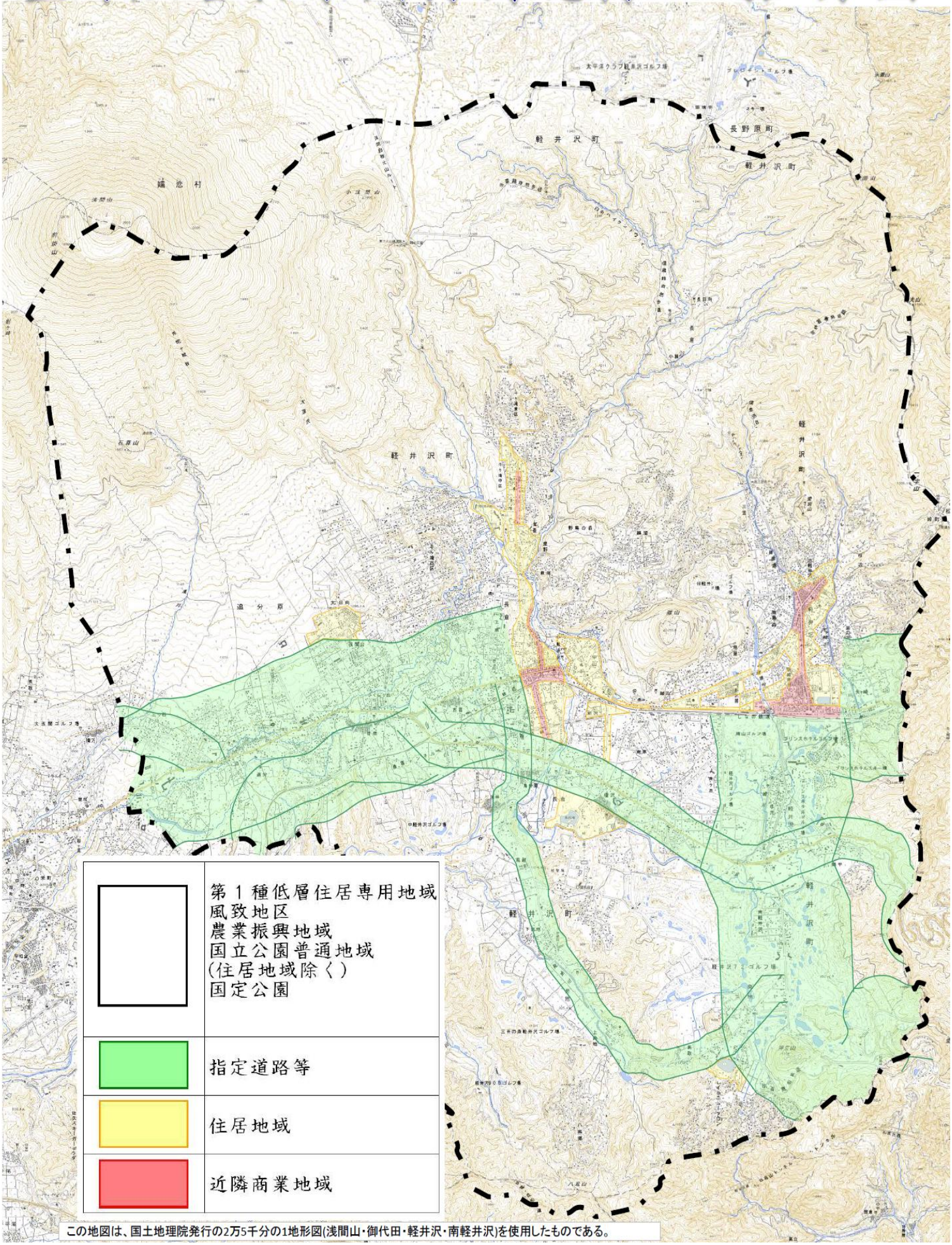


この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(浅間山・御代田・軽井沢・南軽井沢)を使用したものである。

# 知っておこう！！！軽井沢町のきまり

**設置をする前に・・・・**

**周辺の景観や交通安全に支障をおよぼすため、町内全域で設置できない看板（広告物）があります。**

(1) 看板(広告物)の字や絵が電気などで光って動くもの（動光）や、電球で点滅するようなものは置くことができません。また高輝度照明、ネオンなどや夜光性・反射性のある素材も使用できません。

(2) 建物の屋上や屋根には看板(広告物)を設置できません。

(3) のぼり旗や移動式の看板(広告物)は設置できません。

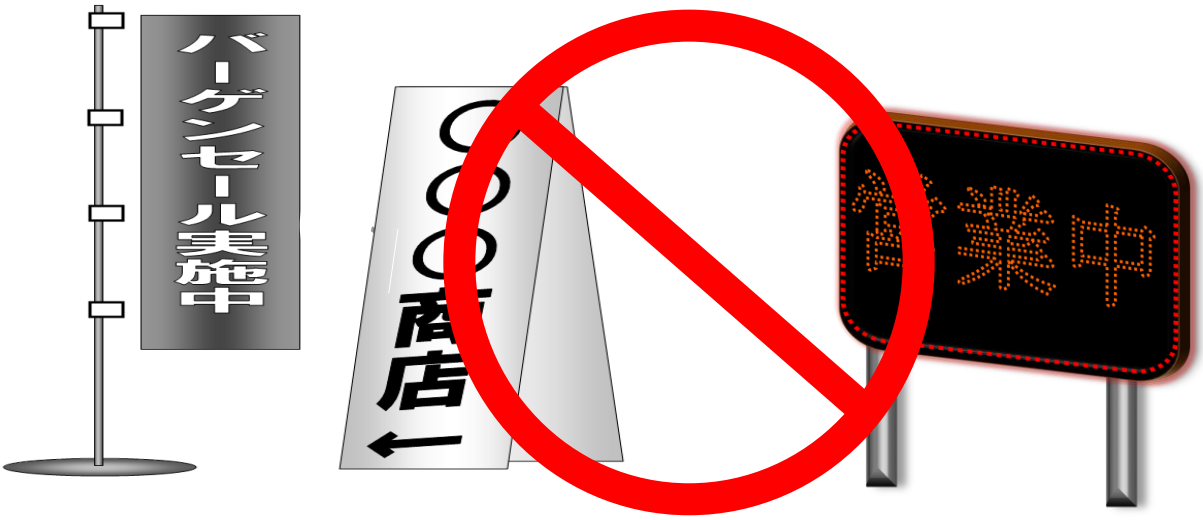


## 広告物の表示が禁止される場所（物件）

次に掲げる物件には、広告物を設けることができません。

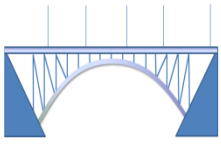
橋

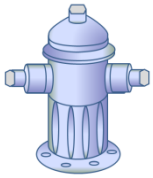
消火栓

街路樹など

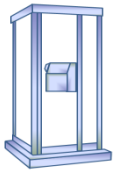
電話BOX

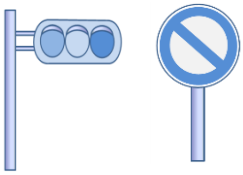
信号機や交通標識

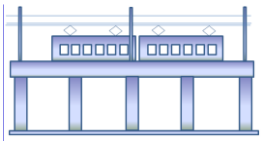
高架構造物

ガードレールなど

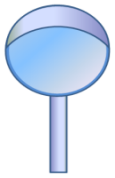
カーブミラー

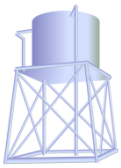
貯水槽など

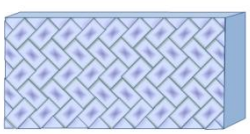
擁　壁
銅像など

送電塔

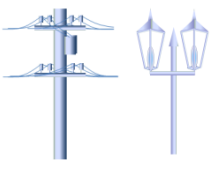
電　柱
街路灯柱

※ただし、公職選挙法等の規定に基づく選挙運動のためのものや、法令で義務づけられたものは、例外的に認められています。

# 看板(広告物)を出すときのきまり

## 看板(広告物)を出すためには、町の許可が必要です。

軽井沢町は、長野県の屋外広告物条例第９条の規定により、平成６年(１９９４年)７月１日から**広告物の特別規制地域に指定**されています。

特別規制地域とは、県下一律の基準により看板（広告物）を規制するのではなく、地域の特性を生かした良好な景観の形成や風致の維持を図るため、県が特に必要な地域を指定し、地域毎の基準を設けて、看板(広告物)の規制をするものです。

このため、**軽井沢町内で看板(広告物)を出すためには、原則として、町の許可を得る必要があります。(県条例に基づく許可は、県から委任された町が行っています。)**

**なお、特別規制地域に指定された際に既に設置してあった広告物についても、町の許可を得たもの以外は、平成１２年(２０００年)７月１日以降は引き続き設置しておくことができない**こととされています。

### 許可がいらない看板（広告物）

次に掲げるものは、許可は不要です。

⑴ 国、県又は町が設置するもので、公益上必要と認められるもの
⑵ 公職選挙法に基づく選挙運動のためのもの
⑶ お店や会社が建っている場所に、そのお店や会社のために設置するもので、敷地内の全ての広告物の面積の合計が３㎡以下のもの
⑷ 地区のお祭りなどで、毎年恒例の行事の案内をするもの
⑸ 交通安全などのための危険防止のためのもの
⑹ 町で配布している別荘等のための案内表示板

＊上記以外の広告物は、すべて許可が必要となりますのでお気をつけ下さい。

**また地域ごとに、看板の形態や色彩などの基準がありますので、申請書を提出する前に、あらかじめ、町環境課自然環境係にご相談下さい。**

**許可がいらない広告物（例）**

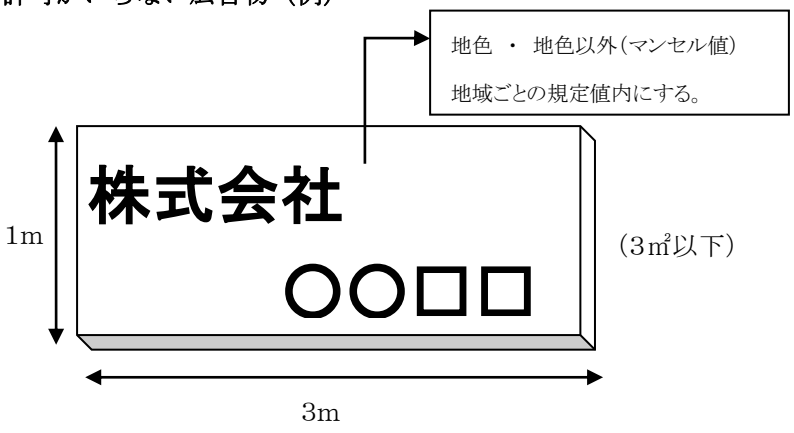


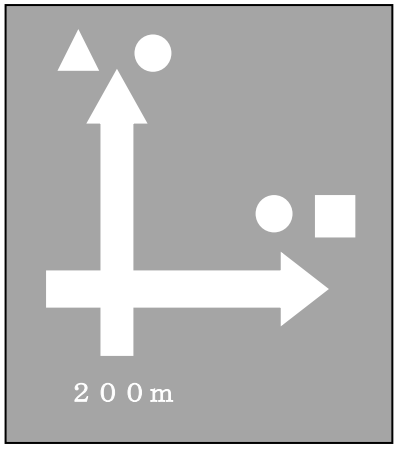


案内標識(例)

**注：お店や会社の看板（広告物）を、そのお店や会社の建物が建っていない敷地に設置するときはすべて許可が必要です。**

## 許可申請の手続き

**申請書提出（申請書２部）**

**申 請 者** → **軽井沢町（環境課）**

**軽井沢町（環境課）** → **申 請 者**

**許可書交付（許可書・許可証票）**

**屋外広告物を表示・設置する際は、長野県屋外広告業の登録を受けている事業者に依頼してください。**

※ 許可書とともに、許可を受けた看板（屋外広告物）であることを証明する許可証票（シール）を交付しますので、許可を受けた看板の見やすい場所に、必ず添付してください。

なお、看板の設置後は、老朽化による倒壊や落下等のないよう維持管理を徹底するとともに、剥離・汚損が見受けられる場合には、すみやかに対処してください。

## 広告物に係る制度の概要

- **屋外広告物法**（昭和 24 年法律第 189 号）
- **屋外広告物条例**（平成 5 年県条例第 23 号）
  - 趣旨 ― 良好な景観の形成、風致の維持、危険防止
  - 規制
    - 物的規制（県内一律）
      - 広告物の表示が禁止される物件
      - 表示できない広告物
    - 地域規制
      - 禁止地域（県内一律）
      - 許可地域（県内一律）
      - **特別規制地域（特に必要な地域）**
  - 屋外広告業 ― 届出、講習会
  - 雑則 ― 許可手数料
  - 罰則 ― 罰金、両罰規定
- 県条例施行規則（平成6年県規則第 25 号）

**軽井沢町の自然保護対策要綱** ― 基準 ― 物的基準
- 表示できない広告物
- 外から望見できる屋内広告物の取扱い
- 広告物の色彩の基準

# 規制図の白色と緑色の地域における看板のきまり

## 設置できる看板（広告物）

この地域では、原則として、**「お店や会社の建物が建っている敷地の中に、その建物に関する看板（自己用広告物）を出すもの」のみ設置できます。**

ただし、お店や会社が建っている敷地が道路から奥まった場所にあるときには、町の許可を得て、１㎡以内の案内看板をお店や会社が建っている敷地以外の場所に出すことができます。

## 許可申請が必要なもの

(1) お店や会社の建物が建っている敷地の中に、その建物に関する看板（自己用広告物）を出すとき

⇒ **敷地内の広告物の面積の合計が３㎡を超える場合は、許可が必要**です。

※ 新たに設置しようとする看板の面積を加算することにより、敷地内の広告物の面積の合計が、初めて３㎡を超えるときは、既設の看板（広告物）を含め、すべてのものについて、許可が必要となります。

(2) お店や会社が建っている敷地が道路から奥まった場所にあり、１㎡以内の案内看板をお店や会社が建っている敷地以外の場所に出すとき

⇒ **すべて許可が必要**です。

## 看板（広告物）の設置のしかた

お店や会社の建物が建っている敷地の中に、その建物に関する看板（自己用広告物）を出す場合は、次のきまりがあります。

### 共通のきまり

(1) その敷地内にある**「屋外に設ける全ての看板（広告物）」と「屋内から屋外に向けて設ける全ての看板（広告物）」の面積の合計を１０㎡以下とするとともに、道路と敷地の境界線から１ｍ以上後退しなければなりません。**この場合、面積の合計が１０㎡までであれば、枚数の制限はありませんが、美しい軽井沢町の風景を守るため、看板（広告物）の枚数や面積は必要最小限となるようにしなければなりません。

※ 看板（広告物）の面積の合計が３㎡を超える場合には、設置する前に町の許可を得なければなりません。

(2) 看板（広告物）の色は、豊かな自然と調和した美しい軽井沢町の風景と調和するものとするため、軽井沢町の自然保護対策要綱の適用の区分毎に次のとおりとしなければなりません。

| 区　　分 | 保養地域 | 緩衝地域 | 集落形成地域 | 商業地域 | 居住地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | （指定道路接続地域） | |
| 地　　色 | 彩度 4 以下・明度 7 以下（無彩色は除く） | | | 保養地域等に準ずる | |
| 地色以外 | 彩度 6 以下 | | | 保養地域等に準ずる | |

※ **ＣＩカラーや企業ロゴについての特例はありません。**

※ 地色とは、看板(広告物)の面ごとに、その面の中で一番多くの面積を占める色をいいます。

※ 彩度とは、色の鮮やかさを、白や黒を０とし、最も鮮やかな赤を 14 とするなど段階的に示す指標です。大きいほど鮮やかな色となります。

※ 明度とは、色の明るさを、黒を０、白を 10 として段階的に示す指標で、大きいほど明るい色となります。

## 建物の壁につける(書く)看板のきまり

建物の壁につける（書く）看板の面積は、壁の開口部に屋内から屋外に向けて設けてある看板(広告物)との合計面積が、**壁を真正面からみたときの面積（垂直投影面積）の１／５まで**の大きさでなければいけません。

## 建物の壁の横に取り付ける看板(袖看板)のきまり

(1) 原則として、看板(広告物)は、**道路と敷地の境界線から１ｍ以上後退**しなければなりません。

やむを得ず、道路管理者の許可を得て道路上に設ける場合は、次のとおりとしなければなりません。

ア　看板の下の端が、車道から 4.7m（歩道の場合は 2.5m）より高くなければいけません。

イ　壁からの看板の出幅は 1.5mより小さくなければなりません。

ウ　道路上（歩道も含む）へ１ｍより多く突き出してはいけません。

※ 道路の管理者の許可を得るためには、看板(広告物)の許可申請とは別に、道路占用許可申請が必要となります。

(2) 看板(広告物)は、**壁よりも上に突き出してはいけません。**

## 地面に置く看板などのきまり

(1) 原則として、看板(広告物)は、**道路と敷地の境界線から１ｍ以上後退**しなければなりません。

(2) 看板の高さは、**１０ｍ以下でなければいけません。**

(3) いろいろなお知らせをするために設置する掲示板などは、掲示されるものが風で飛ばないようにしなければいけません。

# 規制図の黄色と赤色の地域における看板のきまり

## 許可申請が必要なもの

(1) お店や会社の建物が建っている敷地の中に、その建物に関係する看板(自己用広告物)を出すとき

⇒ **敷地内の広告物の面積の合計が３㎡を超える場合は、許可が必要**です。

※ 新たに設置しようとする看板の面積を加算することにより、敷地内の広告物の面積の合計が、初めて３㎡を超えるときは、既存の看板を含め、すべてのものが許可の対象となります。

(2) お店や会社の看板(広告物)を、そのお店や会社の建物が建っていない敷地に出すとき ⇒ **すべて許可が必要**です。

## 看板（広告物）の設置のしかた

### 共通のきまり

(1) **道路と敷地の境界線から１ｍ以上後退**する（黄色の地域）とともに、美しい軽井沢町の風景を守るため、看板(広告物)の枚数や面積は必要最小限となるようにしなければなりません。

(2) 看板(広告物)の色は、豊かな自然と調和した美しい軽井沢町の風景と調和するものとするため、地域の区分毎に次のとおりとしなければなりません。

| 区　　分 | 黄色の地域 | 赤色の地域 |
|---|---|---|
| 地　　色 | 彩度 4 以下 | 原則彩度 4 以下 |
| 地 色 以 外 | 彩度 6 以下 | 彩度 8 以下 |

※ **ＣＩカラーや企業ロゴについての特例はありません。**

※ 地色とは、看板(広告物)の面ごとに、その面の中で一番多くの面積を占める色をいいます。

※ 彩度とは、色の鮮やかさを、白や黒を０とし、最も鮮やかな赤を 14 とするなど段階的に示す指標です。大きいほど鮮やかな色となります。

## 建物の壁につける(書く)看板のきまり

**◎平成２７年４月１日から掲出可能な看板面積は下記のとおりとなりました。**

ア　店舗や会社の建物が建っている敷地の中で、その建物に関係する壁面看板を出すときは、
　　１事業者あたり全体で最大 20 ㎡以内
イ　１つの壁面※×5 分の 1 以内
ウ　設置看板１基あたりの面積は 10 ㎡以内
上記ア、イ、ウを全て満たすこと

※「１つの壁面」とは、建物の壁を真正面からみたときの状況(垂直投影)をいいます。

## 建物の壁の横に取り付ける看板(袖看板)のきまり

(1) 原則として、看板(広告物)は、**道路と敷地の境界線から１ｍ以上後退**しなければなりません。

やむを得ず、道路管理者の許可を得て道路上に設ける場合は、次のとおりとしなければなりません。

ア　看板の下の端が、車道から 4.7m（歩道の場合は 2.5m）より高くなければいけません。
イ　壁からの看板の出幅は 1.5mより小さくなければなりません。
ウ　道路上（歩道も含む）へ１ｍより多く突き出してはいけません。

※ 道路の管理者の許可を得るためには、看板(広告物)の許可申請とは別に、道路占用許可申請が必要となります。

(2) 看板(広告物)は、**壁よりも上に突き出してはいけません。**

(3) **敷地内に設ける袖看板の面積の合計は、１０㎡以下**でなければいけません。

## 地面に置く看板などのきまり

(1) 原則として、看板(広告物)は、**道路と敷地の境界線から１ｍ以上後退**しなければなりません。

(2) **敷地内に設ける地面に置く看板の面積の合計は、１０㎡以下**でなければいけません。

(3) **看板の高さは、１０ｍ以下で**なければいけません。

(4) いろいろなお知らせをするために設置する掲示板などは、掲示されるものが風で飛ばないようにしなければいけません。

# 看板(広告物)の許可について

(1) 町の許可を得て設けた看板(広告物)は、**許可の日から最長３年間設けておくことができます**。

(2) **３年を超えて設けておく場合は、許可の更新手続（更新許可）が必要**となります。

(3) 看板を設ける際の許可も更新の際の許可も、**許可手数料（役場に支払う料金）が必要**となります。

(4) 許可申請の際の看板(広告物)の面積は、**看板の表面と裏面の両方に書かれている場合には、表面と裏面の合計面積が、その看板の面積**になります。

(5) 新規に看板(広告物)の申請をしていただく場合には、大きさや色使いなどについて必要最小限のものとしていただくようお願いしています。ご協力をお願いいたします。

広告物の種別・表示面積ごとの許可手数料

| 広告物の種別 | 表示面積 | 手数料の額 |
|---|---|---|
| 広告板類、広告塔類、広告幕類、立看板類、アーチ類 | 2㎡未満 | 800 円／基 |
| | 2㎡以上5㎡未満 | 1,300 円／基 |
| | 5㎡以上 10 ㎡未満 | 2,100 円／基 |
| | 10 ㎡以上 15 ㎡以下 | 4,100 円／基 |
| 特殊装置（電光式、イルミネーション等） | 5㎡未満 | 1,500 円／基 |
| | 5㎡以上 10 ㎡未満 | 2,300 円／基 |
| | 10 ㎡以上 15 ㎡以下 | 4,500 円／基 |

# 自然保護対策要綱における広告物の基準

## 基準の対象となる広告物

窓ガラスの内側に直接描かれているものや貼られているもの、あるいは窓に近接した位置に固定して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に向け表示される屋内広告物が周囲の環境や景観に与える影響は、屋外広告物と変わらないため、軽井沢町の自然保護対策要綱では、これらを基準の対象として取り扱うこととしています。

## 軽井沢町内で設置できない広告物

平成１９年８月１日以降、軽井沢町内では、次に掲げる広告物を設置することはできません。

(1) 屋上に設置するもの
(2) 屋根に表示するもの
(3) のぼり旗や移動式の広告物
(4) 動光、ネオン、高輝度照明

平成１９年７月３１日までに町の許可を得て設置されたものについても、できるだけ早い時期に撤去してください。

## 色彩の基準

要綱の適用の区分ごとに、次のとおりとしています。

| 区　　分 | 保養地域 | 商業地域 | 居住地域 | 緩衝地域 | 集落形成地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地　　色 | 彩度４以下・明度７以下 | 原則彩度４以下 | 彩度４以下 | 彩度４以下・明度７以下 | |
| 地色以外 | 彩度６以下 | 彩度８以下 | 彩度６以下 | 彩度６以下 | |

〇彩度とは色の鮮やかさを言い、明度とは明るさのことを言います。
マンセル色票の一例（※なお、印刷物のため実際の色とは異なる場合があります。色見本等によりご確認ください。）

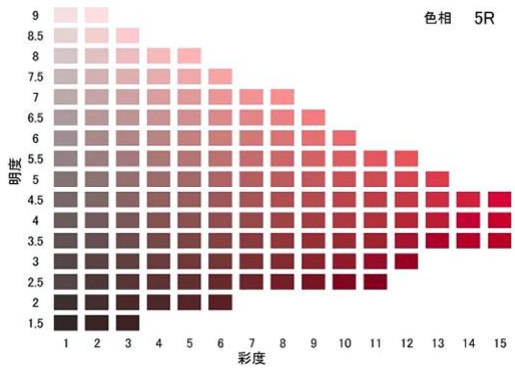


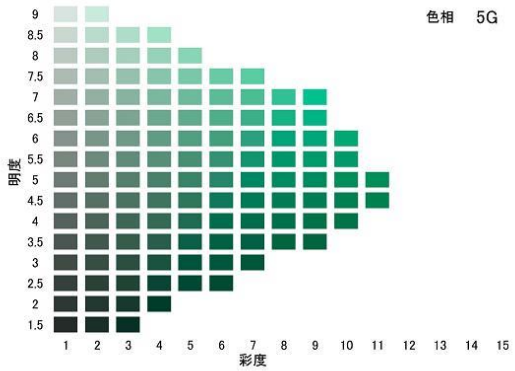

## 照明を用いた広告物の取扱いについて

軽井沢町では、自然環境の保全等のため、動光・ネオン・高輝度照明は設置できません。また、上方漏れ光が発生しやすい内照式広告物は避け、外照式の場合も上方照射を避けるなどの工夫が必要です。

広告照明については、環境省が定めた光害対策ガイドライン（平成18年12月改訂）や国際照明委員会が策定した CIE150「屋外照明設備による障害光規制ガイド」等に沿って、適切に対応していただくこととしており、その適用にあたって、軽井沢町の自然保護対策要綱の適用の区分ごとの、対応する照明環境の区分等の目安は次のとおりです。

また、道路標識の夜間視認性について独立行政法人土木研究所の実験データがあり、道路標識に比べて公益性が低い一般の広告物については、その最適値の下限以下に留めることが望ましいものと考えられます。

| 要綱の適用の区分 | 保養地域 | 緩衝地域 | 商業地域 | 居住地域 | 集落形成地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| CIE の環境区域 | 自然（E1） | | 地方（E2） | | |
| CIE の看板輝度許容最大値 | 50cd/㎡ | | 400cd/㎡ | | |
| 道路標識の最低白色輝度 | 10～20cd/㎡ | | 20～ 35cd/㎡ | 10～20cd/㎡ | |
| 道路標識の最適白色輝度 | 40～85cd/㎡ | | 85～150cd/㎡ | 40～85cd/㎡ | |

# そ　の　他

軽井沢駅前には、「軽井沢駅前地区計画」の対象区域があり、屋外広告物に関する特別なきまりがありますので、ご注意ください。地区計画の詳細については、町地域整備課都市計画係までお問い合わせください。

追分地区の集落内には、宿場町の風情を守るための「追分宿景観形成住民協定」が締結され、建物や看板について独自のきまりを設けている区域がありますので、協定の区域内で看板(広告物)を計画しているときは、追分区長にも事前に協議をしてください。

## 「町で配布している別荘等のための案内表示板」について

別荘を所有されている皆さんや、町に住んでいる皆さんが自分の家を他の人に案内するために設置する看板は、「幅が１２㎝、上の辺が４５㎝、下の辺が５０㎝の矢じるし形の板」へ「焦げ茶色の地に白文字」で書いたものを使ってください。

なお、この規定に沿った案内板を町環境課の窓口で配布していますので、ご自身でお名前などを書き入れてご利用ください。

## 規制の対象とならない看板

軽井沢町の中で有名な場所や公民館など、皆が利用する場所への案内看板（公共のお知らせ看板）は「たての長さが５５㎝」、「よこの長さが１８０㎝」の大きさで、表と裏の看板の地色が白、字は紺色と決まっています。

取りつける場所は高さ５ｍまでとし、１つの場所や１つの建物に案内看板２枚までとなっています。

# コーポレートカラーの変更例

## 色の変更

## 明度及び彩度の低下

軽井沢町で看板を出すときのきまり

（平成 27 年 4 月 1 日改訂）

軽井沢町環境課自然環境係

〒３８９－０１９２

長野県軽井沢町大字長倉２３８１番地１

電話（課直通）　０２６７－４５－８５５６　内線１４６

ファクシミリ　　０２６７－４６－３１６５

電 子 メ ー ル　　shizenkankyo@town.karuizawa.nagano.jp